

1 大阪府生活環境の保全等に関する条例の流入車規制に係る逐条解説

1 - 1 用語（第40条の14）

（用語）

第四十条の十四 この款及び第百五条第四項において「対象自動車」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。次項において「令」という。）第四条第一号から第四号までに掲げる自動車及び同条第六号に掲げる自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものを除く。）¹⁾をいう。

2 この款及び第百五条第四項において「対策地域」とは、令別表第一第七号に掲げる地域²⁾をいう。

3 この款において「特定運送事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業又は道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業を営営する者であって、その所有し、又は使用する対象自動車³⁾のうち府の区域内に使用の本拠の位置を有するものの台数が三十台以上であるもの

二 貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業を営営する者であって、資本金の額、基金の総額、資産の総額又は出資の総額⁴⁾（以下「資本金の額等」という。）が三億円を超え、かつ、府の区域内に事業所を有するもの

4 この款及び第百五条第四項において「荷主等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 自己の事業に関して⁵⁾、対策地域内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）⁶⁾から又は対策地域内の自己の事業所等⁶⁾に貨物又は廃棄物（以下「貨物等」という。）⁷⁾を他の者に委託して運送させる者

二 自己の事業に関して⁵⁾、対策地域内の自己の事業所等⁶⁾に、購入、借入れ又は譲受け（以下「購入等」という。）をする物品を運送させる者

5 この款において「特定荷主等」とは、荷主等のうち、継続的に又は反復して⁸⁾、貨物等⁷⁾を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であって、資本金の額等が三億円を超え、かつ、府の区域内に建物の延べ面積が一万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が三万平方メートルを超える事業所を有するもの⁹⁾をいう。

6 この款及び第百五条第四項において「旅行者」とは、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する旅行業を営む者であって、府の区域内に営業所を有するものをいう。

7 この款において「特定旅行者」とは、旅行者であって、その業務の範囲が旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の二第一号に規定する第一種旅行業務であるものをいう。

8 この款及び第百五条第四項において「施設管理者」とは、次の各号のいずれかに該当する施設であって対策地域内に存するものを管理する者をいう。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾¹⁰⁾
 - 二 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第四号及び第五号に掲げる空港¹¹⁾（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十年政令第百九十七号）附則第二項の規定により同条第一項第五号に掲げる空港とみなされる同令第一条の規定による改正前の空港整備法施行令（昭和三十一年政令第百三十二号）別表第二に規定する八尾空港を除く。）
 - 三 鉄道の貨物駅¹²⁾（上屋又は荷さばき場¹³⁾）及び対象自動車の駐車場を有するものに限る。）
 - 四 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル
 - 五 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央卸売市場
 - 六 多数の対象自動車が入り出する施設であって、規則で定めるもの¹⁴⁾
- 9 この款及び第百五条第四項において「車種規制適合車等」とは、車種規制適合車（対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。以下同じ。）及び経過措置対象車（対象自動車であって、法第十三条第一項の規定により法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないもののその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）¹⁵⁾をいう。

〔 解 説 〕

- 1) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）第四条第一号から第四号までに掲げる自動車及び同条第六号に掲げる自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものを除く。）
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。以下「自動車 NOx・PM 法施行令」といいます。）
- 第4条の規定は、次のとおりとなっている。

（指定自動車）

第四条 法第十二条第一項の窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車及び同項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車は、次に掲げるとおりとする。

- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）であって、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「普通貨物自動車」という。）
- 二 貨物の運送の用に供する小型自動車（道路運送車両法第三条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）であって、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「小型貨物自動車」という。）
- 三 人の運送の用に供する乗車定員三十人以上の普通自動車であって、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「大型バス」という。）
- 四 人の運送の用に供する乗車定員十一人以上三十人未満の普通自動車及び小型自動車であって、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「マイクロバス」という。）
- 五 人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって、前二号及び次号に掲げる自動車以外のもの（以下「乗用自動車」という。）
- 六 散水自動車、霊きゅう自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であって、環境省令で定めるもの（以下「特種自動車」という。）

したがって、同条に規定する自動車のうち、普通貨物自動車、小型貨物自動車、大型バス、マイクロバス及び特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く。）が該

当する。(次表を参照)

		表 対象自動車に該当する自動車の範囲		
		貨物の運送 の用に供する 自動車	その他の用途 の自動車 (作業車等)	人の運送の用に供する自動車
普通自動車	普通貨物自動車	特種自動車 (人の運送の用に 供する定員11人 未満のものを除く。)		大型バス
小型自動車	小型貨物自動車			マイクロバス
軽自動車	軽貨物自動車	軽特種自動車		軽乗用自動車

特種自動車(人の運送の用に供する定員11人未満のものに限る。)

乗用自動車(普通・小型)

上表に掲げる自動車の種類のうち、 の部分の対象自動車に該当する。

該当する自動車のナンバーは、次のとおりである。

普通貨物自動車 : 1ナンバー

小型貨物自動車 : 4ナンバー(6ナンバーも有)

大型バス : 2ナンバー

マイクロバス : 2ナンバー(幼児を乗車させるためのものの一部は、車体の大きさ等が小型自動車であるため、5ナンバー又は7ナンバーも有)

特種自動車 : 8ナンバー

人の運送の用に供する乗車定員11人未満の特種自動車とは、以下のとおりである。

(1) 車検証の型式欄に記載されている識別記号¹⁾が乗用自動車のものである特種自動車

〔理由〕 乗用自動車(人の運送の用に供する乗車定員11人未満の自動車)は対象自動車に含まれていないため。

(注) 特種自動車のうち、識別記号が乗用自動車であり、かつ、使用燃料が軽油以外であるものの中には、車検証の備考欄に「自動車 NOx・PM 法対象外自動車」と記載されている自動車もある。

) 識別記号は、車検証の型式の欄に記載されている記号のうち、“-”の前の1~3桁のアルファベットであり、その詳細は、国土交通省のホームページに掲載されている。

平成16年規制まで

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/osen/h16.pdf>

平成17年規制以降

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/osen/h17.pdf>

(2) 病人や傷病者を運送するための寝台又は担架を固定するための設備若しくは身体障害者が着座した車いすを固定するための設備を有する特種自動車であって、乗車定員が11人未満のもの

〔理由〕 人（病人、傷病者、車いすに着座した身体障害者）の運送を目的とした自動車であるため。

なお、これらの用途の自動車については、設備の高度化により車輛総重量が増加したことに伴い、識別記号がトラック・バスのものを使用している場合もあるが、全て「人の運送の用に供する乗車定員11人未満の特種自動車」として取扱うものとする。

『自動車の用途等の区分について』（依命通達、昭和35年9月6日付け自車第452号、自動車局長から各地方陸運局長及び沖縄総合事務所長あて）では、特種自動車を、その使用目的、構造等により、以下のとおり3区分78形状に分類している。

専ら緊急の用に供するための自動車
救急車、消防車、警察車、臓器移植用緊急輸送車、保線作業車、検察庁車、緊急警備車、防衛庁車、電波監視車、公共応急作業車、護送車、血液運搬車（13形状）
法令等で特定される事業を遂行するための自動車
給水車、医療防疫車、採血車、軌道兼用車、図書館車、郵便車、移動電話車、路上試験車、教習車、霊柩車、広報車、放送中継車、理容・美容車（13形状）
特種な目的に専ら使用するための自動車
(1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの
粉粒体運搬車、タンク車、現金輸送車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、保温車、販売車、散水車、塵芥車、糞尿車、ポータントレーラ、オートバイトレーラ、スノーモービルトレーラ（15形状）
(2) 患者、車いす利用車等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの
患者輸送車、車いす移動車（2形状）
(3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの
消毒車、寝具乾燥車、入浴車、ボイラー車、検査測定車、穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、コンベア車、道路作業車、梯子車、ポンプ車、コンプレッサー車、農業作業車、クレーン用台車、空港作業車、構内作業車、工作車、工業作業車、レッカー車、写真撮影車、事務室車、加工車、食堂車、清掃車、電気作業車、電源車、照明車、架線修理車、高所作業車（32形状）
(4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの
キャンピング車、放送宣伝車、キャンピングトレーラ（3形状）

本依命通達における分類の考え方に基くと、以下に示す区分・形状の特種自動車の一部又は全部は、人の運送の用に供する定員11人未満のものに該当する。

- ・ 専ら緊急の用に供するための自動車又は法令等で特定される事業を遂行するための自動車（人の運送の用に供する定員11人未満のものに限る。） <依命通達の又はの一部の用途；救急車、消防車・警察車の一部、検察庁車・防衛庁車・護送車の一部、路上試験車及び教習車の一部、等>
- ・ 特種な目的に専ら使用するための自動車のうち、患者、車いす利用車等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの（定員11人

未満のものに限る。) < 依命通達の の(2) ; 患者輸送車、車いす移動車 >

- ・ 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの(定員11人未満のものに限る。) < 依命通達の の(3) ; 道路作業車の一部 >

2) 令別表第一第七号に掲げる地域

自動車 NOx・PM 法施行令別表第 1 第 7 号の規定は、次のとおりである。

別表第一(第一条関係)

七 大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成十三年十一月一日における行政区画によって表示されたものとする。

したがって、「令別表第 1 第 7 号に掲げる地域」とは、大阪府の区域のうち、豊能郡豊能町、同郡能勢町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町及び同郡千早赤阪村の 6 町村の区域を除く地域が該当する。

3) 所有し、又は使用する対象自動車

自動車を運行するには、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定により自動車登録ファイルへの登録が義務付けられており、以下の事項も登録されるとともに、自動車検査証にも表示される。

- ・ 所有者の氏名又は名称及び住所〔同法第9条〕
- ・ 使用者の氏名又は名称及び住所〔自動車の登録及び検査に関する申請書の書式等を定める省令(昭和45年運輸省令第8号)第1号様式〕

「所有し、又は使用する対象自動車」とは、対象自動車であって、当該自動車の自動車検査証の所有者又は使用者のいずれかの欄に自らの氏名又は名称が記載されているものである。

4) 資本金の額、基金の総額、資産の総額又は出資の総額

「資本金の額、基金の総額、資産の総額又は出資の総額」とは、商業登記法(昭和38年法律第125号)又は法人登記規則(昭和39年法務省令第46号)及び関係法令の規定により商業・法人登記簿に登録している額である。

5) 自己の事業に関して

自然人又は法人の事業に関する運送のみが該当し、それ以外の自然人や法人の従業員としての私的生活に関する運送は除外されている。

6) 自己の事業所その他の場所(自己の事業所等)

事業所には自己の事業を行うための事務所、製造工場、物流センター、倉庫等の場所が該当し、その他の場所には工事現場や作業場所、イベント会場等、一定期間事業を行う場所が該当する。

7) 貨物又は廃棄物(貨物等)

広辞苑によれば、貨物及び廃棄物の語義は次のとおりであり、有用であるか否かに係わらず「物」が該当する。

貨物：財貨。品物。かぶつ。

廃棄物：不用として捨てられた物。

8) 継続的に又は反復して

「継続的に」とは、一定の期間、続けて行われる状況であること（例えば、営業日には必ず貨物の運送が行われること。）をいい、「反復して」とは一定の期間内に、繰り返して行われる状況であること（例えば、1か月毎に貨物の運送が行われること。）をいうことから、1回限りや反復性が予見されないという意味である。

なお、ここでは、貨物等の運送先や物品の納入業者が同一の者に対して「継続的に又は反復して」の状況である必要はない。したがって、荷主等として、継続的に又は反復して、不特定の相手に対して委託して運送させ、又は不特定の相手から物品を納入させていれば、「継続的に又は反復して」に該当する。

9) 建物の延べ面積が一万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が三万平方メートルを超える事業所を有するもの

建物の延べ面積及び敷地面積に係る要件の判断は、個々の事業所の面積について行う。

したがって、建物の延べ面積が1万㎡を超える事業所又は敷地面積が3万㎡を超える事業所が、府内に一つでもあれば、特定荷主等に該当することとなる。

建物の延べ面積及び敷地面積は、事業所に係る部分の面積で算定するものとする。

例えば、建物の延べ面積あれば、貸しビルに入居している場合は事業所として賃借等している部分の面積で、逆に自社ビルの一部を他の者に賃貸等している場合は当該賃貸等の部分を除いた面積で、それぞれ判断するものとする。

建設工事の現場については、その特殊性から敷地面積による判断は行わず、現場事務所の面積のみで判断するものとする。

10) 重要港湾

港湾法施行令（昭和26年政令第4号）別表第1での指定により、大阪港、堺泉北港及び阪南港の3港が該当する。

11) 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第四号及び第五号に掲げる空港

空港法第4条第1項第4号に掲げる空港として関西国際空港が、また同項第5号の政令に掲げる空港として大阪国際空港が、それぞれ該当する。

12) 鉄道の貨物駅

鉄道の貨物駅とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道事業の路線に設けられた貨物を取扱う駅であり、例えばJR貨物の貨物ターミナル駅が該当する。

13) 上屋又は荷さばき場

上屋又は荷さばき場とは、積卸する貨物等を一時保管し、及び方面別に仕分けする場所が該当する。

なお、上屋は、荷さばき場のうち、屋根のある場所が該当する。

14) 多数の対象自動車が入り出する施設であって、規則で定めるもの

条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号。以下「条例施行規則」といいます。）第16条の14で、次のとおり定めている。

（多数の対象自動車が入り出する施設）

第十六条の十四 条例第四十条の十四第八項第六号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の規定により登録を受けた者の倉庫であって、延べ面積が一万平方メートルを超えるもの又は敷地面積が三万平方メートルを超えるもの
- 二 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた公有水面の埋立区域（面積が二十五ヘクタールを超えるものに限る。）内にある廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場若しくは同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場又は土砂のみを埋め立てる埋立地^{注1）}
- 三 対象自動車を五十台以上駐車することができる駐車場（対象自動車の駐車場所と対象自動車以外の自動車の駐車場所とを区分していない駐車場にあっては、対象自動車を五十台以上駐車することができる面積^{注2）}を有する駐車場）を有する施設であって、次のイからハまでに掲げる施設のいずれかに該当するもの
 - イ 観光施設財団抵当法第二条の観光施設を定める政令（昭和四十三年政令第三百二十二号）本則に掲げる施設その他これに類する施設
 - ロ 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場
 - ハ 会議場施設、展示施設又は見本市場施設

注1) 一般廃棄物の最終処分場若しくは産業廃棄物の最終処分場又は土砂のみを埋め立てる埋立地のある公有水面の埋立区域と既存の土地との間が貨物自動車の通行が可能な橋梁で結ばれていない場合は、貨物自動車により運搬されてきた廃棄物又は土砂を船舶に積み替えるための施設は、最終処分場又は土砂を搬入する施設の一部であるとする。

注2) 対象自動車を50台以上駐車することができる面積とは、大型トラックや大型バスの車体の大きさ、転回等のために必要な面積等を考慮して、駐車場の面積として3,000㎡以上とする。

15) 経過措置対象車（対象自動車であって、法第13条第1項の規定により法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他規則で定めるものをいう。）

条例施行規則第16条の15（別表第9の4）で、次のとおり定めている。

（経過措置対象車）

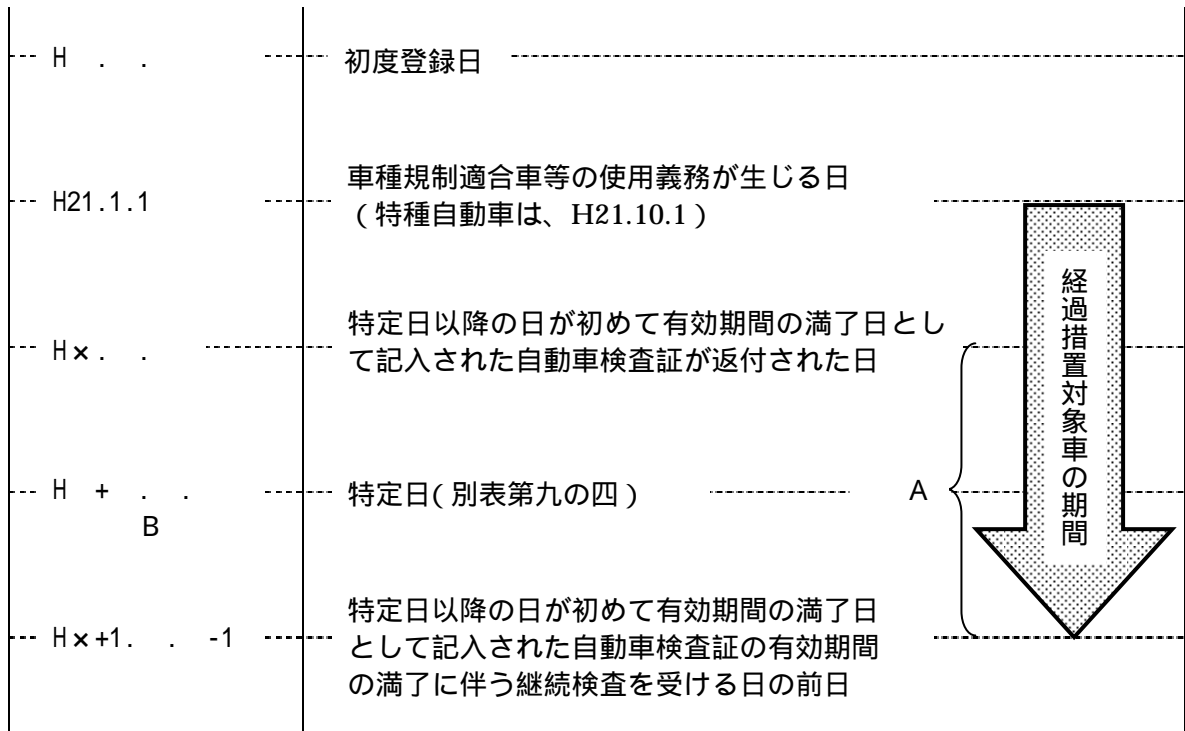
第十六条の十五 条例第四十条の十四第九項の規則で定める対象自動車は、自動車から排出

される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。次条第二号において「令」という。）別表第一に掲げる地域以外に使用の本拠の位置を有する車種規制適合車以外の対象自動車のうち、平成二十一年一月一日以降の日であって、その対象自動車に係る特定日（別表第九の四の中欄に掲げる対象自動車の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に定める特定日をいう。以下この条において同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその対象自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の規定による継続検査、臨時検査（特定日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査（以下この条において「継続検査等」という。）を受ける日（同表の五の項から七の項までに掲げる対象自動車にあっては、継続検査等を受ける日又は平成二十一年十月一日のいずれか遅い日）の到来していないものとする。

別表第九の四（第十六条の十五関係）

項	対象自動車の種類	特 定 日
一	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。以下この表において「令」という。）第四条第一号に掲げる普通貨物自動車	初度登録日（対象自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいい、その日が平成十四年十月一日以降であるときは同年九月三十日とする。以下同じ。）から起算して九年間の末日に当たる日
二	令第四条第二号に掲げる小型貨物自動車	初度登録日から起算して八年間の末日に当たる日
三	令第四条第三号に掲げる大型バス	初度登録日から起算して十二年間の末日に当たる日
四	令第四条第四号に掲げるマイクロバス	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日
五	令第四条第六号に掲げる特種自動車（次項及び七の項に掲げるものを除く。）	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日
六	令第四条第六号に掲げる特種自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減等に関する特別措置法施行令別表第二の五の項の規定に基づく環境大臣が定める特種自動車等（平成五年環境庁告示第二十五号。次項において「告示」という。）第一号イ又は八に掲げるものに限る。）	初度登録日から起算して二十年間の末日に当たる日
七	令第四条第六号に掲げる特種自動車（告示第一号ロ又は二に掲げるものに限る。）	初度登録日から起算して十五年間の末日に当たる日

注) 経過措置対象車として扱われる期間の考え方



注) A : この期間内に臨時検査又は構造等変更検査を受けた場合は、当該検査を受けた日の前日までが、経過措置対象車の期間となる。(期間の短縮)

B : + の年数は、別表第9の4の下欄に示されている年数(年間)である。

備考) 特定日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の有効期間満了日〔表中の の日〕がH20.12.31〔特種自動車はH21.9.30、表中の の日の前日〕以前である場合は、経過措置対象車の期間はない。

特定日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の有効期間満了日〔表中の の日〕がH21.1.1からH21.12.31まで〔特種自動車はH21.10.1からH22.9.30まで〕の間である場合は、特定日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された日〔表中の の日〕は、車種規制適合車等の使用義務が生じる日〔表中の の日〕よりも以前の日となる。

1 - 2 車種規制適合車等の使用義務（第40条の15）

（車種規制適合車等の使用義務）

第四十条の十五 対策地域を発地又は着地として¹⁾対象自動車の運行を行う者²⁾は、車種規制適合車等を使用しなければならない。ただし、災害等が発生したときその他規則で定めるとき³⁾は、この限りでない。

〔趣旨〕

自動車 NO_x・PM 法は、対策地域において NO₂ 及び SPM に係る環境基準を確保するため、排出基準を定め、対策地域に使用の本拠の位置を置く対象自動車等に対しては当該基準の遵守を義務付け、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量の削減を図っている。

平成13年に法改正が行われた後は、対策地域の測定局における NO₂ 及び SPM の濃度は低減し、環境基準の達成状況も改善してきた。しかしながら、排出基準の遵守義務のない対策地域外では、当該排出基準に適合する規制対象自動車への代替が遅れるとともに、対策地域外に使用の本拠の位置を置く対象自動車等の対策地域内での走行割合が増加してきたこともあり、濃度の低下や環境基準の達成状況は、近年では足踏み状態となっている。

そこで、対策地域において NO₂ 及び SPM の環境基準をより早期にかつ確実に達成するために、対策地域外に使用の本拠の位置を置く対象自動車も含めて、対策地域を発地又は着地する運行を行う場合には、排出基準に適合する自動車等の使用を義務付けるものである。

〔解説〕

1) 対策地域を発地又は着地として

「対策地域を発地又は着地として」とは、運行の一部分を構成する運行区間のそれぞれにおいて、発地又は着地のいずれか（又はその両方）が対策地域に存することをいう。

したがって、対策地域外から対策地域を通過して対策地域外に至る運行は、これに含まれない。

当初の出発地である A 地点から B 地点及び C 地点を経由して最終の目的地である D 地点へ到達する運行があったとすると、A 地点から B 地点まで、B 地点から C 地点まで、C 地点から D 地点までが、いずれも「運行の一部分を構成する運行区間」となる。

発地又は着地とは、運行の目的を達成するための出発地又は到着地であり、貨物等や人の運送を伴う場合であれば、

- ・ 車庫（入庫又は出庫）
- ・ 貨物等の積卸又は人の乗降を行う場所
- ・ 営業拠点（運行計画等の指示を受ける等）

が、発地又は着地に該当する。

また、貨物等や人の運送を伴わない作業用等の特種自動車であれば、

- ・ 車庫（入庫又は出庫）
- ・ 作業等を行う場所（例えば、クレーン車であればクレーンを使用して作業をする場所、放送宣伝車であれば放送設備を使用して宣伝活動を行う場所（地域）等）
- ・ 作業等に必要な資機材、消耗品等を調達する場所
- ・ 営業拠点（作業計画等の指示を受ける等）

が発地又は着地に該当する。

一方、以下に掲げる場合は、発地又は着地には該当しない。

- ・ 法令等の規定に基づき停車しなければならないとき
- ・ 交通検問等、警察官に停止を求められたとき
- ・ 疲労回復のための一時的に休憩するとき
- ・ 生理的現象のための一時的に停車するとき（トイレ休憩、飲料の購入、食事）
食事については、旅行の行程上、あらかじめ食事をとる場所を予約している場合は、発地又は着地に含む。
- ・ 自動車運転者の労働時間等の改善等のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）の規定により、連続運転4時間毎の休憩をとるとき、又は営業所から遠隔の地において1日の勤務終了後に8時間の休憩をとるとき

2) 対象自動車の運行を行う者

対象自動車の運行を行う者には、対象自動車を実際に運転する者（運転手）だけでなく、当該対象自動車の運行を命ずる者（営業所長等の責任者）や当該対象自動車を使用した運行計画を作成する者（運行管理者等）も含まれる。

3) 災害等が発生したときその他規則で定めるとき

条例施行規則第16条の16で、次のとおり定めている。

（車種規制適合車等の使用義務の適用除外）

第十六条の十六 条例第四十条の十五の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 道路運送車両法の規定による登録又は検査のため、対策地域内にある国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第一項の運輸支局又は同条第四項の運輸支局の事務所^{注1）}まで対象自動車を運行するとき。
- 二 対象自動車（令第四条第六号に規定する特種自動車にあつては、当該対象自動車と一体として装備される特別な装置を含む。）の点検又は修理^{注2）}のため、対策地域内にある業として自動車の点検又は修理を行う者の事業所^{注3）}まで当該対象自動車を運行するとき。
- 三 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八条の規定による引渡しのため、対策地域内にある同法第二条第十一項に規定する引取業者の事業所まで同条第二項に規定する使用済自動車である対象自動車を運行するとき。
- 四 業として対象自動車を販売する者が、対象自動車の販売、仕入れその他の取引のため、対策地域内にあるその者の事業所^{注4）}から又は当該事業所^{注4）}若しくは対策地域内にある輸出港^{注5）}まで当該対象自動車を運行するとき。
- 五 前各号に掲げるときのほか、道路運送車両法第三十六条の規定により臨時運行許可番号標を表示し、又は同法第三十六条の二第一項の回送運行許可番号標を表示して対象自動車を運行の用に供するとき。

注1) 対策地域に所在する運輸支局又は運輸支局の事務所は、大阪陸運支局（寝屋川市）、大阪陸運支局なにわ自動車検査登録事務所（大阪市住之江区）及び大阪陸運支局和泉自動車検査登録事務所（和泉市）の3箇所である。

注2) 点検とは機能を良好に保つために行う検査（道路運送車両法第48条の規定による定期点検整備の実施を含む。）であり、修理とは不具合箇所や故障箇所の修繕である。

注3) 当該対象自動車の点検又は修理を行う者の営業所とは、道路運送事業法第77条の自動車分解整備事業を営む者の営業所や特種自動車に設置されている特種な設備の点検・修理の事業を営む者の営業所である。

注4) その者の事業所とは、対象自動車の販売を業とする者が営業を行う場所であって、事務所、展示場、自動車の保管場所等である。

注5) 輸出港とは、輸出するために対象自動車を船積みするための港である。

1 - 3 適合車等標章の表示（第40条の16）

（適合車等標章の表示）

第四十条の十六 対策地域を発地又は着地として車種規制適合車等の運行を行う者は、当該車種規制適合車等に、規則で定める標章（以下「適合車等標章」という。）¹⁾を、規則で定めるところにより表示²⁾しなければならない。

2 知事は、車種規制適合車等の所有者又は使用者³⁾からの請求に基づき、適合車等標章を交付するものとする。

3 前項の請求は、規則で定めるところにより⁴⁾、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してしなければならない。

- 一 車種規制適合車又は経過措置対象車の別
- 二 自動車登録番号
- 三 車台番号
- 四 型式
- 五 原動機の型式
- 六 使用者の氏名又は名称
- 七 使用の本拠の位置

4 前項の書面には、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車検査証の写しその他当該自動車が車種規制適合車等であることを証する書面⁵⁾を添付しなければならない。

5 第二項の規定により適合車等標章の交付を受けた者は、第三項第二号、第六号又は第七号に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより⁶⁾、その旨を知事に届け出なければならない。

〔趣旨〕

条例第40条の15では、対策地域を発地又は着地として対象自動車を運行する者に対して、車種規制適合車等の使用を義務付けた。

しかしながら、対策地域を発地又は着地とする運行に使用された対象自動車が車種規制適合車等であるかどうかは、自動車検査証の記載を確認しない限りは、第三者による確認は困難である。

そこで、対策地域を発地又は着地として運行している対象自動車が車種規制適合車等であることを容易に識別できるようにするとともに、条例第40条の19第4項の規定による荷主等又は旅行

業者による車種規制適合車等の使用の確認を容易に行えるようにするため、対策地域を発地又は着地として車種規制適合車等の運行を行う者に対して、適合車等標章の表示を義務付けるものである。

適合車等標章の交付手続き及び交付申請時に書面に記載した事項の変更の届出について、規定したものである。

[解説]

1) 規則で定める標章（適合車等標章）

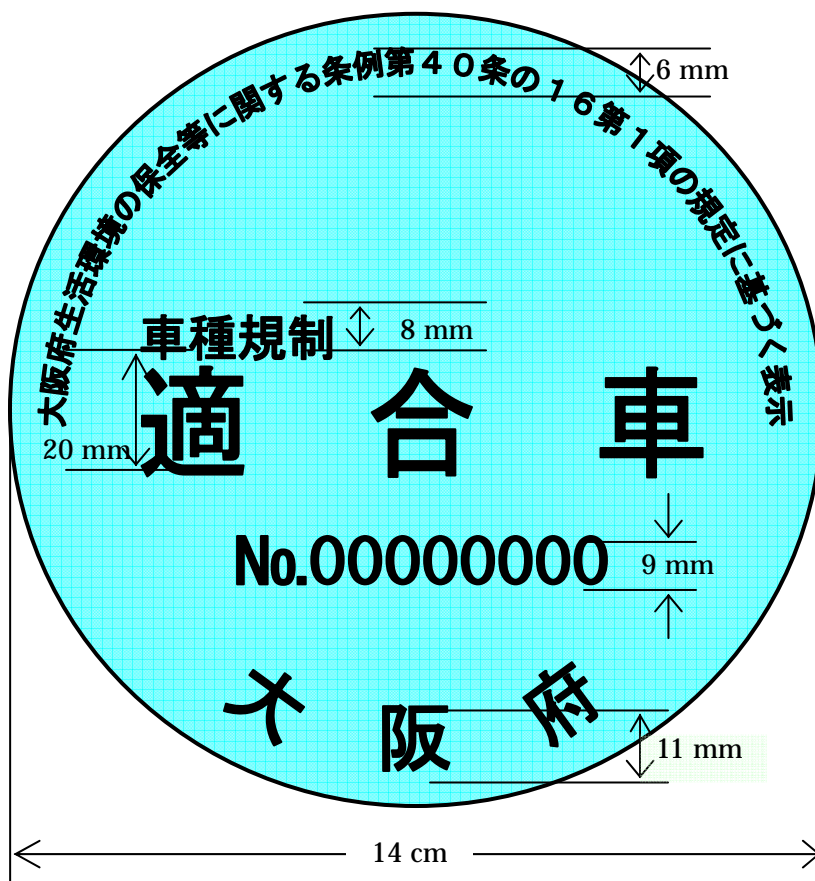
条例施行規則第16条の17（様式第7号の4）で、次のとおり定めている。

（適合車等標章の様式）

第十六条の十七 条例第四十条の十六第一項に規定する適合車等標章は、様式第七号の四によるものとする。

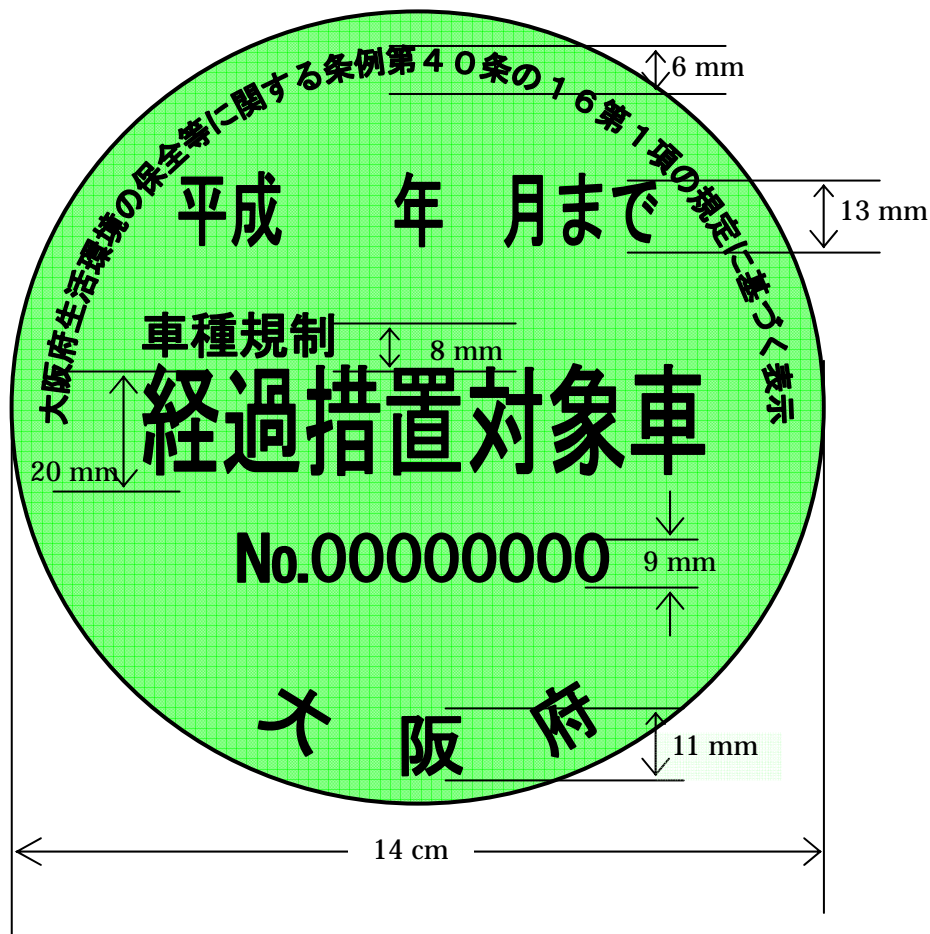
様式第7号の4（第16条の17関係）

1 車種規制適合車ちょう付用



注 地色は水色とし、字色は黒色とする。

2 経過措置対象車ちょう付用



注 地色は緑色、字色は黒色とする。

2) 規則で定めるところにより表示

条例施行規則第16条の18で、適合車等標章は「対象自動車の前面の右側面に近い場所（前面の右側面に近い場所にはり付ける場所のないときその他やむを得ないときは、右側面の前部）の見やすい場所にはり付ける」旨を、次のとおり定めている。

（適合車等標章の表示の方法）

第十六条の十八 条例第四十条の十六第一項の規定による適合車等標章の表示は、適合車等標章を対象自動車の前面の右側（前面の右側に適当な箇所がない場合その他やむを得ない場合にあっては、右側面の前部）（窓ガラスの部分を除く。）の見やすい箇所にはり付けることにより行わなければならない。

「対象自動車の前面の右側」及び「対象自動車の右側面の前部」は、概ね下図に示す部分である。



図 適合車等標章をはり付ける箇所（概念図）

「前面の右側に適当な箇所がない場合その他やむを得ない場合」には、以下に示す理由により、適合車等標章をはり付ける場所がない場合が該当する。

- ・ 当該部分に開口部等があり、適合車等標章のはり付けが可能な平面部分がないとき
- ・ 当該部分のほぼ全面が窓ガラスであるとき
- ・ 当該部分に、他法令で貼付けが義務付けられている標章（例えば、高圧ガス保安法に基づく「高圧ガス」の表示等）があり、はり付ける場所がないとき

また、「やむを得ない場合」には、当該部分に会社名や連絡先の電話番号等が表示されており、適合車等標章を表示する場所がない場合が該当する。

「見やすい箇所」とは、サイドミラー、ワイパー等の車体から突起しているものの影にならず、適合車等標章の表示内容が第三者から容易に確認できる箇所をいうものである。

3) 車種規制適合車等の所有者又は使用者

自動車を運行の用に供するためには、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づき自動車登録ファイルへ登録することが必要であるが、自動車登録ファイルへ登録することにより、不動産登記と同様に、所有権等の権利の得喪を明らかにするとともに、権利の第三者への対抗が可能となっている。

そこで、同法の規定を踏まえ、自動車登録ファイルに登録されている所有者又は使用者を「車種規制適合車等の所有者又は使用者」と取扱う。

また、交付事務においては、自動車登録ファイルに登録されている事項は自動車検査証に表示されていることから、自動車検査証の「自動車の所有者」又は「自動車の使用者」の欄の表示により「車種規制適合車等の所有者又は使用者」を確認する。

なお、自動車の使用者として登録され得る者は、以下に掲げる者が該当する。

- ・ 自動車を割賦販売で購入した場合の購入者（所有権は債権者が留保）
- ・ 自動車をリースで使用している者（所有者はリース会社）
- ・ その他、第三者から使用権を得て当該自動車を使用している者（所有者は第三者である自動車の所有者）

4) 規則で定めるところにより

条例施行規則第16条の19において、適合車等標章交付請求書の様式（様式第7号の5）を提出して行うべきことを、次のとおり定めている。

(適合車等標章の交付の請求)

第十六条の十九 条例第四十条の十六第三項の規定による請求は、適合車等標章交付請求書(様式第七号の五)を提出して行わなければならない。

5) その他当該自動車が生種規制適合車等であることを証する書面

道路運送車両法第41条では、「ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発生防止装置」(同条第12号)を含む自動車の装置について、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合しているものでなければ、運行の用に供してはならない旨を規定している。

さらに、これを受けて、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第31条の2では、自動車NOx・PM法に規定する指定自動車に対して、「窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合」しなければならない旨を規定している。

また、道路運送車両法では、運行の用に供する自動車について、新規検査や継続検査等の受検及び保安基準への適合状況の確認を規定しており、自動車検査官は当該検査の際に排出基準への適合を確認し、その結果は自動車登録ファイルに登録されることとなっている。

したがって、日本国内で運行の用に供されている自動車は、本来であれば、排出基準に適合しているかが確認されていることとなっている。しかし、極めて少数であるが、個人で輸入した自動車(形式認定を受けていない自動車)であって、平成18年9月30日までに新規登録されたものについては、国土交通省の検査設備の関係で、排出基準に適合するかの確認が行われずに、自動車検査証には適合しているか不明である旨を記載の上で運行の用に供されている状況にある。

そこで、このような対象自動車については、自動車検査証での確認ができないため、当該自動車が生種規制適合車等であることを証する書面の添付を求めるものである。

なお、現在は、国土交通省の検査設備が整備されたことから、当該設備を有する検査機関において、排出基準への適合を確認することが可能である。

) 「窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合している自動車」が条例第40条の14第9項の「生種規制適合車」に当たる。

6) 規則で定めるところにより

条例施行規則第16条の20において、変更届出書の様式(様式第7号の6)を提出して行うべきことを、次のとおり定めている。

(変更の届出)

第十六条の二十 条例第四十条の十六第五項の規定による届出は、変更届出書(様式第七号の六)を提出して行わなければならない。

1 - 4 車種規制適合車等使用命令等（第40条の17）

（車種規制適合車等の使用命令等）

第四十条の十七 知事は、第四十条の十五の規定に違反している者に対し、同条の規定による車種規制適合車等の使用を命ずることができる。

2 知事は、前条第一項の規定に違反している者に対し、同項の規定による適合車等標章の表示を命ずることができる。

〔趣旨〕

NO₂及びSPMに係る環境基準をより早期にかつ確実に達成するために、条例第40条の15では、対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者に対して、NO_x及びPMの排出量の少ない対象自動車である車種規制適合車等の使用を義務付けた。

また、対策地域を発地又は着地とする運行に使用される対象自動車が車種規制適合車等であるかどうかを第三者が容易に確認することができるようにするために、条例第40条の16第1項では、対策地域を発地又は着地として車種規制適合車等の運行を行う者に対して、適合車等標章の表示を義務付けた。

これらの義務付けは、流入車規制の根幹を成すものであるとともに、規制を受ける者は極めて多数であることから、この条例の目的を達成するためには、強制力を以ってこれを遵守させ、法秩序を維持することが必要である。そこで、当該規定に違反した者に対して、条例の規定の遵守を命ずるものである。

なお、これらの命令に違反した者に対しては、次のとおり罰則を定めている。

- ・ 第1項の命令に違反した者 : 50万円以下の罰金（条例第115条）
- ・ 第2項の命令に違反した者 : 30万円以下の罰金（条例第116条）

1 - 5 特定運送事業者による措置の報告（第40条の18）

（特定運送事業者による措置の報告）

第四十条の十八 特定運送事業者は、毎年度、第四十条の十五の規定を遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要¹⁾を、規則で定めるところにより²⁾、知事に報告しなければならない。

〔趣旨〕

特定運送事業者とは、大阪府域に対象自動車を多数保有する等、対象自動車を使用して対策地域を発地又は着地とする運行を頻繁に行うことが想定される事業者である。

仮に、一部の特定運送事業者であっても、条例の規定に違反して、対策地域を発地又は着地とする運行に車種規制適合車等以外の対象自動車を使用することになれば、対策地域内での走行台数が多いことから、NO_xやPMの排出量が想定どおりに減少しないだけでなく、条例規制の規範性が失われる恐れもある。

そこで、特定運送事業者に対して、第40条の15の規定を遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の報告義務を課すことにより、同条の規定の遵守を促し、条例の実効性を確保するものである。

〔 解 説 〕

1) 第40条の15の規定を遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要

第40条の15の規定を遵守するための措置とは、特定運送事業者が対象自動車を「使用して対策地域を発地又は着地とする運行を行う場合に、車種規制適合車等を確実に使用するための措置である。

特定運送事業者が対策地域を発地又は着地とする運行に使用する対象自動車には、

当該特定運送事業者が自ら所有し、又は使用する対象自動車であって、対策地域に使用の本拠の位置を有するもの

当該特定運送事業者が自ら所有し、又は使用する対象自動車であって、自動車 NOx・PM 法施行令別表第 1 に掲げる地域以外の地域に使用の本拠の位置を有するもの

当該特定運送事業者が運送を委託した他の運送事業者が所有し、又は使用する対象自動車

の 3 種類がある。

このうち、 に該当する対象自動車はその全てが車種規制適合車等であることから、特段の措置を講ずる必要がないが、 及び に該当する対象自動車には車種規制適合車等以外の対象自動車も存在することから、対策地域を発地又は着地とする運行への車種規制適合車等の確実な使用のためには、当該特定運送事業者自身による担保措置が必要となる。

すなわち、第40条の15の規定を遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要とは、特定運送事業者が、対象自動車のうち上記 及び に係る部分について、車種規制適合車等が確実に使用されるようにするために講じる措置の概要をいうものである。

なお、特定運送事業者が講じる措置の内容は、

- ・ 自動車 NOx・PM 法施行令別表第 1 に掲げる地域以外の地域に使用の本拠の位置を有する対象自動車に関する措置
 - ： 運行計画における配慮の内容、運行ルートの設定での配慮の内容、等
- ・ 運送を委託した他の運送事業者が所有し、又は使用する対象自動車に関する措置
 - ： 車種規制適合車等のみを所有し、又は使用している事業者との間でのみ契約、運送の委託契約時における使用車両の確認、等

2) 規則で定めるところにより

条例施行規則第16条の21において、毎年度 6 月30日までに、措置報告書(様式第 7 号の 7)を提出して行わなければならないことを、次のとおり定めている。

(特定運送事業者による措置の報告)

第十六条の二十一 条例第四十条の十八の規定による報告は、毎年度六月三十日までに、措置報告書(様式第七号の七)を提出して行わなければならない。

1 - 6 荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置（第40条の19）

（荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置）

- 第四十条の十九 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業を営業者¹⁾又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者、同法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者²⁾（以下「貨物運送事業者等」という。）に委託して運送させようとするときは、当該貨物運送事業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き³⁾、車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない⁴⁾。
- 2 荷主等は、購入等をする物品を運送させようとするときは、当該物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車によらない場合を除き³⁾、車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない⁴⁾。
- 3 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業を営業者⁵⁾に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を営業者に対し、対象自動車によらない場合を除き³⁾、車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない⁴⁾。
- 4 前三項の規定による求めをしなければならない荷主等及び旅行業者は、車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し⁶⁾、その結果を規則で定めるところにより⁷⁾記録しなければならない。

〔趣旨〕

荷主等や旅行業者は、貨物の量又は旅客の人数、運送に必要な設備、所要時間及び到着時間の確実性、運送コスト等を勘案して、輸送手段を選択し、運送を委託する者を決定している。

従来、荷主等や旅行業者にとっては、車種規制適合車等の使用は、運送手段の選択や運送手段を委託する者の決定に影響を与える条件ではなかった。

しかし、大阪府環境審議会の答申（平成19年7月18日）では、「大阪府における流入車対策は、自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図ることを目的とすることから、運送事業者だけでなく、運送手段の選択に大きな影響力を持つ荷主等・旅行業者、運送事業者、行政機関等の幅広い主体の連携により対策地域外からの流入車による排出ガスを抑制する仕組みを早期に構築することを基本方向とし、短期間で実効性のある対策を目指すべきである。」としている。

このため、運送手段等の決定に大きな影響を与える荷主等や旅行業者に対しても、車種規制適合車等の使用の求め並びにその使用の確認及び確認結果の記録を義務付けることとしたものである。

〔解説〕

- 1) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者

これらの者は、他人の貨物を有償で運送することを業とする者であり、当該貨物を運送するために緑ナンバーの貨物自動車（1ナンバー又は4ナンバー：トラック、ライトバン等の商用車）や特種自動車（8ナンバー：特種な運送設備を搭載した貨物自動車）を使用する。

- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者

これらの者は、他人からの委託により一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を収集・運搬することを業とする者であり、当該廃棄物を収集・運搬するために廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき廃棄物の収集・運搬に使用する自動車である旨を表示した貨物自動車や特種自動車を使用する。

- 3) 対象自動車によらない場合を除き

「対象自動車によらない場合」とは、以下に掲げる場合が該当する。

貨物等を運送するとき

- ・ 軽自動車で運送する場合（第1項、第2項）
- ・ 乗客が携行する貨物等として営業用乗用自動車で運送する場合（第1項、第2項）
- ・ 運転手が携行する貨物等として自家用乗用自動車で運送する場合（第2項）

旅客を運送するとき

- ・ 営業用乗用自動車で運送するとき（第3項）

- 4) 車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない

条例第40条の15の規定により、対策地域を発地又は着地とする運行する者に対しては、車種規制適合車等の使用が義務付けられている。

したがって、「車種規制適合車等の使用を求める」とは、委託をしようとする運送行為が車種規制適合車等の使用が義務付けられた運送であることを確認の上、運送を委託する者や物品等の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、「条例の規制を遵守し、車種規制適合車等を使用しなければならない旨を伝える」ことである。

なお、義務の範囲は、車種規制適合車等の使用を求めることに止まる。（仮に、運送を委託された者や物品等の販売、貸出し又は譲渡しをした者が車種規制適合車等以外の対象自動車を運送に使用したとしても、荷主等や旅行業者の責めに帰すものではない。

- 5) 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を営業者

これらの者は、旅客を有償で運送することを業とする者であり、当該旅客を運送するために緑ナンバーの乗合自動車（2ナンバー：バス、マイクロバス）を使用する。

- 6) 車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し

条例第40条の16第1項の規定により、対策地域を発地又は着地とする運行を行う車種規制適合車等への適合車等標章の表示が義務付けられていることから、対象自動車に適合車等標章が表示されているかどうかを確認することにより、車種規制適合車等の使用を確認することがで

きる。

また、適合車等標章の交付に当たり、適合車等標章の交付番号を記載した交付請求書の写しを申請者に交付するので、当該交付請求書の写しの呈示を求めることにより、車種規制適合車等の使用を確認することもできる。

なお、自動車検査証の備考欄には自動車 NOx・PM 法の排出基準の適否が記載されているので、これによっても、車種規制適合車等の使用を確認することができる。

7) 規則で定めるところにより

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第16条の22において、次に掲げる事項を記録し、3年間保存しなければならない旨を定めている。

確認をした年月日

対象自動車を使用した運送の有無

対象自動車を使用した運送があったときは、車種規制適合車等以外の対象自動車を使用した運送の有無

車種規制適合車等以外の対象自動車を使用した運送があったときは、当該対象自動車の登録番号、運送を行った者及び運転者の氏名

なお、記録事項は、荷主等や旅行業者の負担を考慮し、運送に使用されている対象自動車 が車種規制適合車等であることの確認結果及び運送に使用された車種規制適合車等以外の対象自動車（非適合車）の記録とし、最小限必要な事項とした。

また、規則では記録の書式を定めていないが、これは各事業者における業務形態等により、一定の書式を定めることにより事業者の負担が増す場合があることを考慮したものである。

記録方法には、以下に掲げるような方法が考えられるが、各事業者における業務形態等を踏まえて、適切な方法を採用すればよい。

記録方法の例

- ・ 業務日誌の中で併記する方法
- ・ 専用の記録票を作成する方法
- ・ 電子データとして記録する方法

(車種規制適合車等の使用の確認の結果の記録)

第十六条の二十二 条例第四十条の十九第四項の規定による確認の結果の記録は、次に掲げる事項を記録し、三年間保存しなければならない。

一 対象自動車を使用した運送の有無

二 車種規制適合車等の使用の確認をした年月日

三 車種規制適合車等以外の対象自動車を使用した運送があった場合は、次に掲げる事項

イ 当該対象自動車の登録番号及び運転者の氏名

ロ 条例第四十条の十九第一項に規定する貨物運送事業者等又は同条第三項に規定する旅客自動車運送事業を営業者の氏名又は名称

なお、標準的な記録書式は、以下に示すとおりである。

【標準的な記録様式（様式例）】

確認結果記録表

年 月分

日	曜	休業日	運送の有無	非適合車の 使用の有無	日	曜	休業日	運送の有無	非適合車の 使用の有無
1			有、無	有、無	16			有、無	有、無
2			有、無	有、無	17			有、無	有、無
3			有、無	有、無	18			有、無	有、無
4			有、無	有、無	19			有、無	有、無
5			有、無	有、無	20			有、無	有、無
6			有、無	有、無	21			有、無	有、無
7			有、無	有、無	22			有、無	有、無
8			有、無	有、無	23			有、無	有、無
9			有、無	有、無	24			有、無	有、無
10			有、無	有、無	25			有、無	有、無
11			有、無	有、無	26			有、無	有、無
12			有、無	有、無	27			有、無	有、無
13			有、無	有、無	28			有、無	有、無
14			有、無	有、無	29			有、無	有、無
15			有、無	有、無	30			有、無	有、無
					31			有、無	有、無
使用された非適合車の記録									
日	曜	運送をした者の名称	運転者の氏名	自動車の登録番号	備 考				

- 注) 1 事業所の休業日である日には、「休業日」の欄にチェックを入れること。
 2 「運送の有無」と「非適合車の使用の有無」の欄は、有無のいずれが該当する にチェックを入れること。
 3 運送に車種規制適合車等以外の対象自動車（非適合車）が使用されたときは、「使用された非適合車の記録」の欄に、必要事項を記録すること。
 4 「備考」の欄には、運送事業者等に対し、次回以降の運送の際に、車種規制非適合車を使用しないために講じた措置を記録してもらうよう指導することを想定しており、その内容は次の例のとおりである。
 (例) 運送の××に対し、契約の遵守を申し入れた。
 運送の に対し、書面で車種規制適合車等の使用を申し入れた。

1 - 7 勧告（第40条の20）

（勧告）

第四十条の二十 知事は、前条第一項から第三項までの規定に違反している者に対し、これらの規定による求めをすべきことを勧告することができる。

〔趣旨〕

条例第40条の15では、対象自動車を使用して対策地域を発地又は着地とする運行を行う者に対して車種規制適合車等の使用を義務付けているが、条例第40条の19第1項～第3項では、これに加えて、荷主等や旅行業者に対して、「車種規制適合車等を使用することを求めること」を義務付けた。

その理由は、運送を委託する際に運送手段の選択等に大きな影響を与える荷主等や旅行業者に対して車種規制適合車等の使用の求めを義務付けることにより、運送の委託発注時における注意の喚起及びこれによる違反抑止の効果を期待したものである。

これらの義務付けは、流入車規制における重要な柱の一つであるが、極めて多数の者が日常的に行っている行為に対する規制であり、この規定を実効性のあるものとするためには、義務を怠っている者があるときは改善指導を行い、条例の規定の遵守を促すとともに、その定着を図っていくことが必要である。

そこで、本規定に違反した者に対して、行政指導の一環として、条例の規定を遵守することを勧告するものである。

1 - 8 改善命令（第40条の21）

（改善命令）

第四十条の二十一 知事は、第四十条の十九第四項の規定に違反している者に対し、同項の規定による確認又は記録を命ずることができる。

〔趣旨〕

条例第40条の19第4項では、運送の委託に当たり、車種規制適合車等の使用を求めなければならない荷主等や旅行業者に対して、運送が行われた際の車種規制適合車等が使用されたかどうかの確認とその結果の記録を義務付けた。

その理由は、条例第40条の19第1項～第3項の規定により車種規制適合車の使用の求めをしなければならない者に対し、運送に使用された対象自動車が車種規制適合車等であるかどうかを確認し、その結果を記録することを義務付けることにより、運送を行う者に対して、荷主等や旅行業者の求めに応じ、条例を遵守して運送をすることを促す間接的な効果を期待したものである。

この義務付けは、車種規制適合車等の使用の求めと一体を成す流入車規制における重要な柱の一つであるが、極めて多数の者に対する規制であることから、この条例の目的を達成するためには、強制力を以ってこれを遵守させ、法秩序を維持することが必要である。そこで、当該規定に違反した者に対して、条例の規定の遵守を命ずるものである。

なお、本命令に違反した者に対しては、次のとおり罰則を定めている。

- ・ 20万円以下の罰金（条例第117条）

1 - 9 特定荷主等及び特定旅行者による措置等の報告（第40条の22）

（特定荷主等及び特定旅行者による措置等の報告）

第四十条の二十二 特定荷主等及び特定旅行者は、毎年度、規則で定めるところにより¹⁾、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- 一 第四十条の十九第一項から第三項までの規定による求めの実施状況の概要²⁾
- 二 第四十条の十九第四項の規定による確認の結果の概要³⁾

〔趣旨〕

特定荷主等とは、荷主等のうち事業規模が大きく、対象自動車を使用して対策地域を発地又は着地とする運送の委託を頻繁に行うことが想定される事業者である。

また、特定旅行者とは、旅行業を営む者のうち、その業務の範囲が第一種旅行業務であるものであり、対象自動車を使用して対策地域を発地又は着地とする運送の委託を頻繁に行うことが想定される事業者である。

これらの者の一部が、仮に、車種規制適合車等の使用を求めず、使用の確認やその結果を記録せず、結果として車種規制適合車等以外の対象自動車の使用を黙認したとすれば、相当台数の車種規制適合車等以外の対象自動車対策地域を発地又は着地とする運行に使用される恐れがある。これにより、NOx や PM の排出量が想定どおりに減少しないだけでなく、条例規制の規範性が失われる恐れもある。

そこで、特定荷主等及び特定旅行者に対して、第40条の19第1項～第3項の規定による車種規制適合車等の使用の求め及び同条第4項の規定による確認の結果について報告義務を課すことにより、同条の規定の遵守を促し、条例の実効性を確保するものである。

〔解説〕

1) 規則で定めるところにより

条例施行規則第40条の22において、毎年度6月30日までに、措置報告書（様式第7号の8）を提出して行ふべきことを、次のとおり定めている。

（特定荷主等及び特定旅行者による措置等の報告）

第十六条の二十三 条例第四十条の二十二の規定による報告は、毎年度六月三十日までに、措置等報告書（様式第七号の八）を提出して行わなければならない。

2) 求めの実施状況の概要

知事に報告すべき事項は、事業所としてどのような方法により車種規制適合車等の使用を求めたかであり、個々の契約においてどのように求めたかではない。

したがって、ここで期待される報告とは、次のような内容である。

- ・ 使用している対象自動車全てが車種規制適合車等である運送事業者のみと、運送契約を締結している。
- ・ 期間の定めのある運送契約を締結するときは、予め、運送に使用する対象自動車は車種規制適合車等のみであることを確認している。

- ・ 契約書で、車種規制適合車等の使用（法令遵守）を明記した。
- ・ 契約書の付属書面（仕様書等）で、車種規制適合車等の使用（法令遵守）を明記した。
- ・ 対策地域を発地又は着地とする運行には車種規制適合車等を使用していることが確認できる宅配便しか、運送には使用しない。

3) 確認の結果の概要

知事に報告すべき事項は、運送に係わった全ての対象自動車の確認結果ではなく、確認結果の概要であり、概ね以下の内容を想定している。

- ・ 車種規制適合車等以外の対象自動車が運送に使用されたことの有無
- ・ 車種規制適合車等以外の対象自動車が運送に使用されたときの措置状況
（例） 文書で車種規制適合車等の使用（条例遵守）を申入れ
- ・ 措置を講じても車種規制適合車等を使用しない者の有無等

1 - 10 施設管理者の義務（第40条の23）

（施設管理者の義務）

第四十条の二十三 施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者¹⁾に対し、車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置²⁾を講じなければならない。

〔趣旨〕

施設管理者の管理する施設には、貨物等や旅客を運送するため、対策地域の隣接した地域だけでなく、全国各地からに使用の本拠の位置を有する対象自動車が多数出入りしている。

したがって、施設管理者による対象自動車で出入りする者に対する周知の措置は、遠方から来訪する等の理由により条例を熟知していない者に対する啓発効果が期待されるとともに、車種規制適合車等の確実な使用を促進するものである。

このため、施設管理者の義務として、車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講じることを定めたものである。

〔解説〕

1) 当該施設に対象自動車で出入りする者

「当該施設に対象自動車で出入りする者」とは、施設管理者の管理する対策地域に存する施設を発地又は着地として対象自動車を運行しようとする者であり、

- ・ 施設内に、貨物等の積卸や旅客の乗降のために、出入りしようとする者
- ・ 施設内の駐車場に、対象自動車を駐車しようとする者

等が該当する。

2) 周知のための措置

周知のための措置としては、次のような方法が挙げられる。

- ・ 施設の出入り口への看板の設置

- ・ 施設の入出口や運転手控室等へのポスターの掲示
- ・ ホームページ中のアクセス案内のページでの注意書きに記載
- ・ 駐車場等の予約券等への注意書きに記載
- ・ 施設のパフレット、リーフレット、利用案内の中での注意書きに記載

なお、施設管理者の義務は周知のための措置を講じることであり、対象自動車で出入りする者に対して周知内容を理解させることまでは義務付けていない。

また、車種規制適合車等以外の対象自動車を使用している者から、施設に出入りすることを求められたとしても、施設管理者にはこれを拒まなければならない義務はない。

1 - 11 対象自動車の販売業者及び賃貸業者の義務（第40条の24）

（対象自動車の販売業者及び賃貸業者の義務）

第四十条の二十四 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者¹⁾は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、対策地域を発地又は着地とする運行には車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置²⁾を講じなければならない。

〔趣旨〕

対象自動車を購入したり、賃借したりする者の中には、条例の規制を熟知していない者もあることから、このような者への条例の規定を周知することが必要である。

この規定の趣旨を踏まえて、対象自動車を販売し、又は賃貸する者が顧客である購入者や賃貸者に対して、当該自動車を運行する予定の場所を確認の上、次のような対応をすれば、条例の規定の周知を効率的に実施できるとともに、条例の規定に違反する行為の抑止効果が期待できる。

- ・ 対策地域を発地又は着地とする運行に使用する予定があれば、車種規制適合車等を販売し、又は賃貸する。
- ・ 対策地域を発地又は着地とする運行に使用する予定がなければ、車種規制適合車等以外の対象自動車を販売する場合には、対策地域を発地又は着地とする運行には使用できない旨を周知する。

このため、業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者の義務として、車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講じることが定められている。

〔解説〕

1) 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者

業として対象自動車を販売する者とは、事業所の営業種目が、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）の細分類において、“5811 自動車（新車）小売業”又は“5812 中古自動車小売業”に分類される者をいう。

また、業として対象自動車を賃貸する者とは、事業所の営業種目が、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）の細分類において、“8841 自動車賃貸業”に分類される者又は“8811 総合リース業”又は“8819 その他の各種物品賃貸業”に分類される者であって、自動車の賃貸を行う者をいう。

2) 周知のための措置

周知のための措置としては、次のような方法が考えられる。

- ・ 車種規制適合車等以外の対象自動車の車内に、対策地域を発地又は着地とする運行には使用できない旨を表示する。
- ・ 車種規制適合車等以外の対象自動車を販売又は賃貸する際に、対策地域を発地又は着地とする運行には使用できない旨を記した説明書を交付する。
- ・ 営業所内に車種規制適合車等以外の対象自動車は対策地域を発地又は着地とする運行には使用できない旨を表示するとともに、車種規制適合車等以外の対象自動車を販売又は賃貸する際にその旨を説明する。

なお、業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者の義務は周知のための措置を講じることであり、対象自動車を販売し、又は賃貸した者に対して周知内容を理解させることまでは義務付けていない。

1 - 12 勧告（第40条の25）

（勧告）

第四十条の二十五 知事は、前二条の規定に違反している者に対し、同条の規定による措置を講ずべきことを勧告することができる。

〔趣旨〕

条例第40条の23では施設管理者に対して、条例第40条の24では業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者に対して、それぞれ「対策地域を発地又は着地とする運行には車種規制適合車等を使用しなければならないとされていること」の周知の措置の実施を義務付けた。

その理由は、これらの者がその来場者や顧客に対して周知の措置を講ずれば、効果的な条例の周知が可能であり、これによる違反抑止の効果を期待したものである。

これらの義務付けは、条例制定者である大阪府が実施すべき条例の周知活動の一部を担うという性格を有しており、施設管理者や業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者の理解と協力の下で行われるべきものであることから、義務を怠っている者があるときは改善指導を行い、条例の規定の遵守を促すとともに、その定着を図っていくことが必要である。

そこで、本規定に違反した者に対して、行政指導の一環として、条例の規定を遵守することを勧告するものである。

1 - 13 適合車等標章の不正使用等の禁止（第40条の26）

（適合車等標章の不正使用等の禁止）

第四十条の二十六 何人も、行使の目的をもって¹⁾、適合車等標章を偽造²⁾し、若しくは変造³⁾し、又は偽造若しくは変造に係る適合車等標章を使用してはならない。

2 何人も、行使の目的をもって、適合車等標章に紛らわしい外観を有する物⁴⁾を製造し、又は使用してはならない。

3 適合車等標章は、当該車種規制適合車等以外の対象自動車に使用してはならない。

〔趣旨〕

この条例による流入車規制は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量の減少させるために、運送事業者、荷主等・旅行者、施設管理者や行政等の連携した取組みにより、対策地域を発地又は着地とする運行には車種規制対象車等を使用することを徹底させるものである。

運送事業者、荷主等・旅行者、施設管理者や行政等が連携した取組むために重要な役割を果たすのが、車種規制適合車等とそれ以外の対象自動車を誰にでも容易に識別できるようにするための適合車等標章である。

したがって、この適合車等標章の偽造品、変造品又は模造品が使用されたり、交付の対象とされた車種規制適合車等以外に使用されたりすれば、誰にでも容易に識別できるという適合車等標章への信頼性が損なわれることとなり、この条例による流入車規制の枠組みが崩壊することとなる。

よって、制度の根幹を成す適合車等標章への信頼性を維持し、法秩序を確保するために、適合車等標章の不正使用等の禁止を規定するものである。

〔解説〕

1) 行使の目的をもって

「行使の目的をもって」とは、適合車等標章の本来の目的である「車種規制適合車等への表示」に使用することを目的としてという意味である。

したがって、以下に掲げることを意図している場合は、「行使の目的をもって」に該当する。

- ・ 自らが使用している対象自動車への表示
- ・ 販売
- ・ 頒布
- ・ 他の人への交付

なお、ホームページでの表示についても、他の者が印刷できるのであれば、「行使の目的をもって」に該当すると考えられる。

2) 偽造

「偽造」とは、一見すると適合車等標章と見まちがえる程の偽りのものを造ることをいう。

したがって、大きさ、形状、色彩、記載されている文字等の要素が酷似していれば、偽造に当たる。

また、標章中の文字の一部を全く異なる文字に置き換えた「パロディー物」と呼ばれるもの

であっても、偽造に当たる場合がある。

3) 変造

「変造」とは、大阪府が交付した適合車等標章の一部を改変することをいう。

適合車等標章の一部を墨塗りしても、変造に当たる。

4) 紛らわしい外観を有する物

形状、色彩、図柄等の面で紛らわしいものをいい、一見すれば本物とは違うと解る程度のものをいう。

1 - 14 報告及び検査（第105条）

（報告及び検査）

第百五条（略）

4 知事は、第三章第三節第一款の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、対策地域を発地又は着地とする対象自動車の運行の状況、車種規制適合車等への適合車等標章の表示の状況、車種規制適合車等の使用の求め及び確認の状況、車種規制適合車等の使用の周知のための措置の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の事業所等に立ち入り、対象自動車その他の物件¹⁾を検査させることができる。

一 対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者²⁾

二 荷主等

三 旅行業者

四 施設管理者

五 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者³⁾

6 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

〔趣旨〕

流入車規制に係る規定について、その遵守状況の確認や遵守指導への対応状況等を確認するため、知事はこの条例により規制を受ける者に対し必要な事項についての報告を求め、又は府の職員にその者の事務所等に立ち入り、検査させることができる旨を規定したものである。

〔解説〕

1) 対象自動車その他の物件

「対象自動車その他の物件」には、対象自動車の自動車検査証、対象自動車の運行管理に関する書面や帳簿、車種規制適合車等の使用の求めや確認結果の記録に関する書面や帳簿が含まれる。

2) 対象自動車の運行を行う者

対象自動車の運行を行う者には、対象自動車を実際に運転する者（運転手）だけでなく、当

該対象自動車の運行を命ずる者（営業所長等の責任者）や当該対象自動車を使用した運行計画を作成する者（運行管理者等）も含まれる。

3) 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者

業として対象自動車を販売する者とは、事業所の営業種目が、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）の細分類において、“5811 自動車（新車）小売業”又は“5812 中古自動車小売業”に分類される者をいう。

また、業として対象自動車を賃貸する者とは、事業所の営業種目が、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）の細分類において、“8841 自動車賃貸業”に分類される者又は“8811 総合リース業”又は“8819 その他の各種物品賃貸業”に分類される者であって、自動車の賃貸を行う者をいう。

1 - 15 罰則（第112条～第120条）

第百十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第四十条の二十六第一項の規定に違反した者

第百十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第四十条の二十六第二項の規定に違反した者

第百十五条 第四十条の十七第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条の十七第二項の規定による命令に違反した者

二 第四十条の二十六第三項の規定に違反した者

第百十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

二 偽りその他不正の手段により第四十条の十六第二項の規定による交付を受けた者

三 第四十条の二十一の規定による命令に違反した者

第百十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

九 第百五条第一項（第二号を除く。以下同じ。）第三項、第四項若しくは第五項（第三号及び第四号に限る。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項、第三項、第四項若しくは第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第百十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百二十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第四十条の十八又は第四十条の二十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

〔趣旨〕

条例の実効性を確保するために、違反の軽重に応じて、罰則を定めたものである。